

安全保障理事会 2276 (2016)

2016年3月24日、安全保障理事会第7656回会合にて採択

安全保障理事会は、

諸決議 825 (1993)、1540 (2004)、1695 (2006)、1718 (2006)、1874 (2009)、1887 (2009)、1928 (2010)、1985 (2011)、2050 (2012)、2087 (2013)、2094 (2013)、2141 (2014)、2207 (2015)、2270 (2016) を含む、安保理の従前の関連する諸決議、並びに 2006年10月6日 (S/PRST/2006/41) 2009年4月13日 (S/PRST/2009/7)、および 2012年4月16日 (S/PRST/2012/13) の安保理議長諸声明を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に従った、同項により規定された任務を実行するため、委員会の指示の下にある、専門家パネルの設立を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に従って事務総長により任命された専門家パネルによる中間報告書および同パネルによる 2016年3月7日の最終報告書 (S/2016/157) を想起し、

制裁の一般問題に関する安全保障理事会非公式作業グループの報告書 (S/2006/997) に含まれた制裁監視手続の報告書のための方法論的基準を想起し、

議長ノート (S/2006/997) により提供された指針を念頭に置きつつ、安全保障理事会補助機関のための専門家名簿を拡大した改善するため事務局により為された取組を歓迎し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に具体化された、専門家パネルの職務権限に従った、信頼に足る、事実に基づく、独立した評価、分析、および勧告の重要性を、その点に関し、強調し、

核、化学および生物兵器、並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章の第41条にもとづいて行動して、

1. 決議 1874 (2009) の第 26 項で特定されそして決議 2094 (2013) の第 29 項で修正された専門家パネルの職務権限を 2017 年 4 月 24 日まで延長することを決定し、この職務権限は、決議 2270 (2016) において課された措置に関してもまた適用されるものとするを決定し、遅くとも 2017 年 3 月 24 日までに更なる延長に関して職務権限を再検討しまた適切な行動をとる安保理の意図を表明し、そして事務総長に対し、このために、必要な行政的措置を講じることを要請する。

2. 専門家パネルに対し、遅くとも 2016 年 8 月 5 日までに、その活動に関する中間報告書を委員会に提出することを要請し、また、委員会との議論の後で、専門家パネルが、2016 年 9 月 7 日までに中間報告書を安保理に提出することを更に要請し、そして遅くとも 2017 年 2 月 1 日までにその所見と勧告と共に委員会に対する最終報告書もまた要請し、また委員会との議論の後で、専門家パネルが、足とも 2017 年 3 月 15 日までにその最終報告書を安保理に提出することを更に要請する。

3. 専門家パネルに対し、パネルの再任命の後遅くとも 30 日までに立案した作業計画を委員会に提出することを要請し、委員会に対し、この作業計画についての定期的な議論に関与することまたその活動についてパネルと定期的に関与することを奨励し、そして専門家パネルに対し、この作業計画に対するあらゆる最新情報を委員会に提供することを更に要請する。

4. パネルの活動を追いつける安保理の意図を表明する。

5. 全ての国家、関連する国際連合機関およびその他の関係当事者に対し、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会および専門家パネルと、とりわけ決議 1718 (2006)、決議 1874 (2009)、決議 2087 (2013) 決議 2094(2013) および決議 2270 (2016) により課された措置の実施に関して任意であらゆる情報を提供することにより、十分に協力することを促す。

6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。